

答 申 第 3 号

平成28年12月15日

芦屋市固定資産評価審査委員会
委員長 難波 里美 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成26年9月29日付け芦固審発第45-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

「平成25年度阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会資料（開催市から交付
された綴り）」についてなされた平成26年8月27日付け公文書不存決定処分
に対する異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）が、平成25年度阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会資料（開催市から交付された綴り）の公文書公開請求について平成26年8月27日付けで芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 公開請求に対する決定の経緯

異議申立人は、平成26年8月13日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）第6条の規定に基づき、平成25年度阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会資料（開催市から交付された綴り）（以下「連絡協議会資料」という。）の公開請求を行った。これに対し実施機関は本件処分を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成26年9月15日付けで処分の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張している異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人が公開を求めたものは篠山市で実施された阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の資料であって主催市の篠山市から交付され、当日の議事に使用された資料であること。
- (2) 実施機関から委員長と2名の委員及び書記全員が参加した重要な年一回の連絡協議会であること。
- (3) 実施機関は、連絡協議会資料を公文書として取り扱っていないと主張し公開を拒んでいるが、
 - ① いつから取り扱いが変更されたのか。その根拠規定及び変更された理由の説明を求める。
 - ② 実施機関が文書を公文書として扱う判断基準の説明を求める。
 - ③ 実施機関は、連絡協議会資料が審査申出について審査をする際に参考となる資料ではないと主張しているが、その判断基準の説明を求める。
- (4) 連絡協議会資料が現存していないと主張しているが、現存しないとした経緯

を時系列に説明を求める。

(5) 連絡協議会資料は公文書であるから速やかな開示を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書及び意見陳述において主張している内容は、次のように要約される。

連絡協議会は阪神9市で構成する任意団体で、委員会に関する事項について、相互に協議を行い、委員会の事務に資することを目的として、委員会の審査運営に関する連絡協議を行っている。連絡協議会は、何かを決定するとか、統一見解を決定する機関ではない。したがって、申立人が主張する連絡協議会配布資料は、実施機関が審査申出について審査をする際に参考とするような資料ではないので、公文書としては保存する必要はないと判断し廃棄しており、現存していない。

第5 審査会の判断

実施機関は意見書及び意見陳述において、連絡協議会資料は、審査申出について審査をする際に参考とするような資料ではないため公文書として取り扱っておらず、すでに廃棄し、現存していないと主張している。

本審査会としては、結論的には、この実施機関の不存在の主張は認めざるを得ない。したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

しかし、連絡協議会へは公費を使って参加していることから連絡協議会資料が公文書であることは免れず、審査をする際に参考とするような資料ではないことを理由に公文書として保管する必要はないとする現在の実施機関の取扱いは不適切であると言わざるを得ない。可能な限り住民に対して行政情報の公開を行うことを理念とする情報公開制度のあり方に照らすと、公文書の適切な管理は必要不可欠であり、現在の不適切な状態は速やかに改善されるべきである。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年9月29日	諮問書の受理
平成26年11月21日	第1回審議
平成28年3月29日	第2回審議
平成28年4月14日	第3回審議
平成28年6月3日	第4回審議
平成28年7月13日	実施機関の意見陳述 第5回審議
平成28年8月3日	第6回審議
平成28年11月15日	第7回審議
平成28年12月15日	第8回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
芝池 義一	関西大学大学院法務研究科教授	会長 ～H28.3.31
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長 H28.4.1～
武田 雄三	弁護士	職務代理 ～H28.3.31
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	職務代理 (職務代理は

		H28. 4. 1～)
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	H28. 4. 1～